

貝塚市企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、市内に立地を希望する企業等に対し、立地を促進するための奨励措置を講ずることにより、市の産業の活性化を図り、もって新規雇用の創出等による市民生活の向上に資することを目的として交付する貝塚市企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業活動を行う法人又は個人事業主をいう。
- (2) 指定企業 奨励金の交付の対象となる企業等をいう。
- (3) 対象土地 市内に所在し、自己の事業所の用に供することを目的として令和7年4月1日以降に新たに取得し、又は借り受けた敷地面積1,000平方メートル以上の土地をいう。ただし、当該土地が、奨励金の対象となる固定資産税、都市計画税及び賃借料に対する他の補助金、奨励金等の交付、及び減免その他の優遇措置の対象となっている場合を除く。
- (4) 対象家屋 市内に所在し、自己の事業所の用に供することを目的として令和7年4月1日以降に新たに取得した延床面積1,000平方メートル以上の家屋（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定を満たしているもの）をいう。ただし、当該家屋が、奨励金の対象となる固定資産税及び都市計画税に対する他の補助金、奨励金等の交付、減免その他の優遇措置の対象となっている場合を除く。

(指定企業の要件)

第3条 次の各号のいずれにも該当する場合は、指定企業の申請をすることができる。

- (1) 次のいずれかに該当する企業等

ア 自己の事業所（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定義される事業所。ただし住居を除く。）の用に供するため対象土地を取得し、若しくは借り受けて家屋を取得した企業等、又は市内に所在する土地（対象土地を除く。）を取得し、若しくは借り受けて対象家屋を取得した企業等

イ アに該当する企業等のうち、取得し、又は借り受けた土地が貝塚市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）における都市機能誘導区域にあり、取得した家屋を誘導施設の用に供する企業等

- (2) 次のいずれにも該当する企業等

ア 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類項目のうち、A農業・林業、D建設業、E製造業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス事業（前号アに該当する場合にあっては、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設に係る業種）に該当する事業を営むもの、その他市長が必要と認める事業を営むものであること。ただし、国又は地方公共団体が出資による権利を有する企業等でないこと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定す

る事業を営んでいないこと。

ウ 貝塚市暴力団排除条例(平成 24 年貝塚市条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(奨励措置)

第 4 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するため、指定企業に対し、奨励金を交付することができる。

(指定企業の指定の申請及び決定)

第 5 条 指定企業の指定を受けようとする企業等は、第 3 条の規定に該当したときは速やかに、貝塚市企業立地促進奨励金指定企業申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書
- (2) 対象土地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 対象家屋の計画設計概要書又は売買契約書の写し及び建築確認申請の検査済証の写し
- (4) 誓約書(様式第 2 号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、指定の可否を決定し、貝塚市企業立地促進奨励金指定企業可否決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

3 指定企業は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める届出書により、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 家屋の建設に着手したとき 貝塚市企業立地促進奨励金建設着工届(様式第 4 号)
- (2) 操業を開始したとき 貝塚市企業立地促進奨励金操業開始届(様式第 5 号)

4 指定企業は、第 1 項の規定により、市長に提出した申請書又はその添付書類の内容に変更があったときは、書面により、直ちに市長に届け出なければならない。

(奨励金の額)

第 6 条 奨励金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 対象家屋 当該家屋に対して課され、かつ、納付された固定資産税及び都市計画税(奨励金の交付年度に係るもの。以下この項において同じ。)の年税額の 2 分の 1 に相当する額(当該額が 100 万円を超えるときは、100 万円)。
- (2) 取得した対象土地 当該土地に対して課され、かつ、納付された固定資産税及び都市計画税の年税額の 2 分の 1 に相当する額(当該額が 100 万円を超えるときは、100 万円)。
- (3) 借り受けた対象土地 当該土地に係る賃借料の年額(申請年度の前年度の 1 月分から当該年度の 12 月分までとして支払った額)の 2 分の 1 に相当する額(当該額が 100 万円を超えるときは、100 万円)。

2 第3条第2号イに該当するものに係る前項の規定の適用については、同項第1号から第3号までの規定中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「100万円」とあるのは「130万円」とする。

3 一の年度において、第1項第2号及び第3号のいずれにも該当することとなる土地に係る当該年度における同項第2号及び第3号の規定の適用については、これらに規定する額のいずれか大きい額のみを適用する。

(交付期間)

第7条 奨励金の交付期間は、次の各号のいずれかに該当した年度から3年間とする。ただし、当該期間中に、第3条第2号に規定する指定企業の要件に該当しなくなったとき、又は対象土地若しくは対象家屋において事業を行わなくなったときは、この限りでない。

(1) 対象土地を敷地とする自己の事業所の用に供する家屋に係る固定資産税が課税された最初の年度

(2) 市内に取得し、又は借り受けた土地（対象土地を除く。）を敷地とする対象家屋に係る固定資産税が課税された最初の年度

2 対象土地について、前項本文の規定による奨励金の交付期間中に前条第1項第2号又は第3号に掲げる種別の変更があった場合の当該土地に係る奨励金の交付期間は、当該変更前に決定した奨励金交付期間の初年度から3年間とする。

(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、貝塚市企業立地促進奨励金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 対象土地及び対象家屋に係る固定資産税納税通知書の写し及び固定資産税納税証明書（借地の場合は、奨励金の交付期間に係る賃貸借契約書の写し及び賃借料を支払ったことが証明できる書類）

(2) 対象土地及び対象家屋に係る登記事項証明書（初回の奨励金の交付申請時に限る。次号において同じ。）

(3) 対象土地及び対象家屋の面積が確認できる図面

(4) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付の決定)

第9条 市長は、奨励金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市企業立地促進奨励金交付決定通知書（様式第7号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市企業立地促進奨励金不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により行う書類審査、現地調査等において、市長が必要と認めるときは、申請者に対し、報告を求めることができる。

(奨励金の交付の条件)

第10条 市長は、奨励金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 奨励金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2) 指定企業の指定又は奨励金の交付の申請の内容を変更する場合（市長が定める軽微な変

更を除く。)においては、市長に届け出ること。

(3) 奨励金に係る事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長に届け出ること。

(4) この要綱その他関係法令を遵守すること。

(申請の取下げ)

第 11 条 交付決定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から 14 日以内に貝塚市企業立地促進奨励金取下書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(奨励金の交付の請求)

第 12 条 指定企業は、交付決定通知書を受けた場合において、奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から 30 日を経過する日又は交付申請日の属する会計年度の 3 月末日（同日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）のいずれか早い日までに、貝塚市企業立地促進奨励金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(指定等の取消し)

第 13 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により指定企業の指定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第 3 条第 2 号に規定する指定企業の要件に該当しなくなったとき。

(3) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(4) その他市長が指定企業の指定又は奨励金の交付をすることを不相当と認めたとき。

2 市長は、指定企業の指定又は奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、貝塚市企業立地促進奨励金指定企業指定取消通知書（様式第 11 号）又は貝塚市企業立地促進奨励金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により交付対象者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、貝塚市企業立地促進奨励金返還命令書（様式第 13 号）により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 15 条 交付対象者は、第 13 条の規定により奨励金の交付の決定を取り消された場合において、奨励金の返還を命じられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付対象者は、奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計

算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 交付対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市企業立地促進奨励金加算金・延滞金免除申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市企業立地促進奨励金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第15号）により、交付対象者に通知するものとする。

（書類の保存）

第16条 交付対象者は、奨励金に関する書類及び帳簿等の関係書類を奨励金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。